

## 熊本県消費生活協同組合検査要領

### 1 要領の目的

熊本県知事は、消費生活協同組合法（以下「法」という。）に基づき、地域又は職域が熊本県内にのみにある消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、組合の業務及び会計状況について法令及び定款の遵守を指導し、組合の適正な運営に資すると同時に、組合の活動に必要な行政指導を行う。なお、この要領は、熊本県知事が行う事務の中で、法第94条に基づく検査について、取りまとめたものである。

### 2 検査の実施手順

#### (1) 下記の要件が生じたときに、検査を行う。

ア 組合員による検査請求に基づく検査

イ 組合に法令、行政庁の処分、定款若しくは規則を守らせるために必要があるとき又は組合の会計経理が著しく適正でないときに行う検査

ウ 責任共済事業でかつ共済金額の総額が5万円以上の共済事業を行う組合及びその子会社の検査

#### (2) 組合の事務について精通している県職員2名以上をもって、検査員に任命する。

#### (3) 検査の事前準備

ア 基本的に、検査の実施にあたっては、検査対象組合に対し、少なくとも3週間前までに実施期日、検査員名、その他必要な事項について文書で通知すること。同時に検査対象組合に対し、別添「消費生活協同組合検査事前提出資料」を送付し、少なくとも、指導実施日の1週間前までに期日を切って提出を求めること。なお、秘密理に検査を行った方が効果が上がると判断される場合、若しくは急を要する場合、又は県知事が特に必要と認める場合は、事前連絡をなく、検査を行うものとする。

イ 検査実施組合に対し、事前に提出を求めるものは、上記「消費生活協同組合検査事前提出資料」、直近及びその前年の総会（総代会）議案書、定款及び必要な規約・規則、その他県知事が必要と認める書類とする。

ウ 検査員は、組合員の検査請求の内容若しくは事前提出資料等により、検査対象組合の運営状況、懸案事項、財務状況等についてあらかじめ把握し、必要に応じ、関係する行政庁との打合せ等を行うこと。

#### (4) 検査の項目

別添「熊本県消費生活協同組合検査項目」によること。

#### (5) 検査の方法

検査に当たっては、理事その他責任者を立ち合わせること。

#### (6) 検査後の処理

ア 検査の結果については、終了後必要に応じ講評を行うこと。

イ 検査班は、帰庁後、速やかに検査結果を復命すること。

ウ 検査内容を検討した結果下記のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採る旨命ずることができる。この場合当該組合に対し、文書で措置を命ずるものとする。

- (ア) 業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。
- (イ) 正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由なくしてその成立後1年以内にその事業を開始しないとき。
- (ウ) 上記(ア)に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。